

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。」をいう」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第五条中「の定める」を「で定める」に改め、「第三條第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第七条第一項中「のある職員」の下に「(第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)」を加え、同条第二項中「以下この項及び次条第四項」を「次条」に改め、「のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」を削り、「要介護者のある職員が人事委員会規則で定めるところにより」を「第十四条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」と、「当該子を養育する」とあるのは「」に改める。

第七条の二第三項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前三項」に改め、「とあり、並びに前項中「三歳に満たない子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」を削り、「同項」を「前項」に改める。

第八条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第九条第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「の定める」を「で定める」に改める。

第十四条第一項中「者で」を「者(第十六条の二第一項において「配偶者等」という。)」で「に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至つたことについての申出があつた場合における措置等)

第十六条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
(勤務環境の整備に関する措置)

第十六条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「により、」を「(以下この項において「条例等」という。)により、」に、「を含む」を「及び条例等により、四週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態)

第十二条 育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間(育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間)につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、週休日以外の日において一日につき午前五時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(育児を行う職員の時間外勤務の制限に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を第一条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「第一条改正後勤務時間条例」という。）第七条の二第三項の規定による勤務の制限の開始の日とする同項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。
(介護両立支援制度等その他の事項の周知に関する経過措置)
- 3 施行日前に四十歳に達した職員に対する第一条改正後勤務時間条例第十六条の二第二項の規定の適用については、同項中「当該職員が四十歳に達した日の属する年度において」とあるのは、「任命権者が定めるところにより」とする。
(職員の給与に関する条例の一部改正)
- 4 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。
第九条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「における」を「又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）における」に改める。
第九条の四第一項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。
第二十条第五項中「給料額は」を「給料額は、」に、「の日数」を「及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。
(徳島県学校職員給与条例の一部改正)
- 5 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「における」を「又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）における」に改める。
第十四条の二の二第一項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。
第二十二条第五項中「給料額は」を「給料額は、」に、「週休日数」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。
(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

6 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「における」を「又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）における」に改める。

第十六条の二第一項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

第二十四条第五項中「の日数」を「及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

（徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

7 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「週休日」の下に「若しくは職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（次号において「週休日等」という。）」を加え、同項第四号中「週休日」を「週休日等」に改める。